条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第二項中「信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定）」とあるのは「第五十二条の六十一の十九」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（信用金庫法第八十五条の九第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「信用金庫法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務）に規定する認定信用金庫電子決済等代行事業者協会」とあるのは「第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行事業者協会」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十五第二項中「信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定）」とあるのは「第五十二条の六十一の十九」と、「同法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務）」とあるのは「第五十二条の六十一の二十」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の九第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十第三号」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「信用金庫法第八十五条の九」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条中第六号を第九号とし、同条第五号中「又は第七項」を「、第七項又は第九項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号の次に次の三号を加える。

五　第八十五条の四第一項の規定に違反して、登録を受けないで信用金庫電子決済等代行業を営んだ者

六　不正の手段により第八十五条の四第一項の登録を受けた者

七　第八十五条の十一第四項の規定による信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九十条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「第二十七条又は」を「第二十七条」に、「の規定」を「又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十条の三第一号中「又は第五十二条の五十第一項」を「、第五十二条の五十第一項又は第五十二条の六十一の十三」に改め、同条第二号中「第二項若しくは」を「第二項、」に、「の規定」を「若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項、」に改め、「第五十二条の五十四第一項」の下に「若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、同条第四号中「第四十五条」を「第四十五条第三項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第九十条の四の六を第九十条の四の七とし、第九十条の四の五を第九十条の四の六とする。

第九十条の四の四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十条の四の四を第九十条の四の五とする。

第九十条の四の三の次に次の一条を加える。

第九十条の四の四　銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十条の五第一号中「第五十二条の五十二」の下に「、第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項」を加え、同条中第五号を第六号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務に関し誤認されるおそれのある文字を使用した者

第九十条の七第一項第一号中「第九十条の二」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同項第四号中「第九十条」を「第九十条、第九十条の二第三号」に、「第九十条の四の四」を「第九十条の四の五」に改める。

第九十一条第一項中「又は信用金庫代理業者」を「、信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「、信用金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「会員」を「、会員」に改め、同項第七号中「採らなかつた」を「とらなかつた」に改め、同項第十四号中「第五十八条第三項」の下に「、第八十五条の十一第二項」を加え、「若しくは第五十二条の六十一第三項」を「、第五十二条の六十一の六第一項」に改め、同項第二十六号中「第五十二条の五十五」の下に「、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項」を加え、同項第二十八号中「の規定」を「若しくは第五十二条の六十一の十二の規定」に改める。

第九十三条の二　正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定信用金庫電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二　銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

（労働金庫法の一部改正）

第七条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の四　指定紛争解決機関（第八十九条の五・第八十九条の六）」を「第九章の四　指定紛争解決機関（第八十九条の五―第八十九条の十二）」に改める。

第五十八条の二第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　会員である労働金庫に係る第八十九条の八第一項の契約の締結及び当該契約に係る第八十九条の九第一項の基準の作成

第九章の四中第八十九条の六を第八十九条の十四とする。

第八十九条の五第一項各号列記以外の部分及び同項第二号中「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同項第四号ハ中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、同号ニ中「第九十四条第七項」に改め、同項第八号中「第百三条第二号」を「第百三条第三号」に、「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同条第二項及び第四項中「第九十四条第七項」に改め、同条を第八十九条の十三とする。

第九章の四を第九章の五とし、第九章の三の次に次の一章を加える。

第九章の四　労働金庫電子決済等代行業

（登録）

第八十九条の五　労働金庫電子決済等代行業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。